

平成 30 年 2 月 6 日

説明会事務局(JEPX・OCCTO)

間接オークション導入に関する事業者説明会（第 2 回）(H29.12.20, 25)に関連した主な質疑応答

No.	分類	該当頁	質問	回答
1-1	全般	—	間接オークション導入後も、既存の相対取引に特定契約等を適用すれば特段のデメリットなく契約継続できるか。	原則、特定契約および経過措置を組み合わせるなどによって同様の契約形態は可能です。ただし、契約形態、JEPX へ支払う手数料の発生がある場合など、利益配分が必ずしも同一になるとは限りません。
1-2	全般	—	特定契約の取扱いは、現物取引か、あるいはデリバティブ取引か。	特定契約の会計上の整理につきましては、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第 9 回）の配布資料 4 をご参照ください。 <a href="http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/denryoku_gas/denryoku_gas_kihon/seido_kento/009_haifu.html">http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/denryoku_gas/denryoku_gas_kihon/seido_kento/009_haifu.html</a>
1-3	全般	—	間接オークション導入後も、振替供給契約は存続するのか。	相対での振替供給は無くなりますが、間接オークション導入後も、スポット取引及び 1 時間前取引による振替供給は存続いたします。したがってスポット取引及び 1 時間前取引を活用される場合は振替供給兼基本契約書の締結が必要となります。
1-4	全般	—	容量市場やベースロード電源市場が開始されると、間接オークションにおける連系線利用に影響はあるのか。	現時点で、直接的な影響はないものと考えております。
1-5	全般	—	今後、中長期の連系線の利用状況をどのように把握・管理するのか。	中長期の利用状況につきましては、供給計画に基づくシミュレーションによる潮流想定を実施しつつ、制度移行後の実潮流と比較するなど、想定精度の向上を図っていく予定です。

No.	分類	該当頁	質問	回答
2-1	計画提出	—	間接オークション導入によって、供給計画に関して新たに提出が求められる資料はない、という認識で問題ないか。	ご認識の通り、間接オークション導入によって、供給計画に関して新たに提出が求められる資料はございません。
2-2	計画提出	p.5	連系線利用計画の提出は不要となるのか。	ご認識の通り、不要となります。
2-3	計画提出	p.23	(長期) 連系線利用計画の BP は削除されないが、事業者からの提出は不要となるのか。	ご認識の通り、今後、(長期) 連系線利用計画の提出は不要です。
2-4	計画提出	p.6	年間～週間断面の発電販売計画および需要調達計画にエリア間取引を記載する意味はあるのか。	作業停止計画調整や、エリア需給状況の把握に連系線潮流の見込みが必要となることから、連系線利用計画の代わりに、提出いただくエリア間取引の量を基に連系線潮流の想定を行うこととしております。
2-5	計画提出	p.6	年間～週間断面の発電販売計画および需要調達計画にエリア間取引を記載せずに、スポット取引を行っても問題ないか。	制度移行後の送配電等業務指針第 138 条で規定しております通り、各断面の計画提出時において、供給区域を跨いだ販売または調達が見込まれる場合は、エリア間取引の計画値を記載してください。なお記載が無かった場合でもスポット取引を行うことは可能です。
2-6	計画提出	p.6	年間～週間断面の発電販売計画および需要調達計画におけるエリア間取引の計画値として、これまでは連系線利用計画の容量登録を反映した計画値を記載していたが、制度移行後は受け渡したい計画値をそのまま記載すればよいか。	ご認識のとおりです。送電可否判定は行いませんので、エリア間取引の計画値をそのまま記載してください。
2-7	計画提出	p.6	年間～週間断面の発電販売計画および需要調達計画に対する不整合通知や、エリア間取引に対する可否判定、混雑処理は実施しないのか。	年間～週間断面については、実施いたしません。

No.	分類	該当頁	質問	回答
2-8	計画提出	p.7	翌日計画において、エリア外の取引先に対する計画値を記載する場合、0とするのか、あるいはブランク（空白、NULL）とするのか。	エリア外の取引先に対する計画値として、翌日計画としてはじめて提出する場合や、誤って記載した 0 以外の計画値を訂正する場合は、0 と記載してください。あらかじめ 0 と提出した計画値がシステム登録済みの場合は、以降の計画提出における当該箇所はブランクでも構いません。
2-9	計画提出	p.27	翌日計画において、販売側あるいは調達側の片側だけが誤ってエリア外の取引先に対する 0 以外の計画値を記載してしまった場合、修正は誤記載した側のみでよいか。	誤記載した側の計画値を 0 と修正いただくことで、計画間不整合は解消いたします。
2-10	計画提出	p.7	翌日計画において、スポット取引約定量を誤ってエリア外の取引先に記載した状態でゲートクローズを迎えた場合、どのような取扱いとなるのか。	計画間不整合と判定したうえで、当該箇所が誤った状態で最終計画としてシステム登録いたします。計画間不整合が発生した場合のインバランスにつきましては、エリア一般送配電事業者の託送供給等約款に則って算定されますが、エリア外の取引先との計画値は 0、市場取引は約定結果に、それぞれみなし値として置き換え、インバランス精算が行われます。
2-11	計画提出	p.7	翌日計画を提出する時点で 1 時間前取引を行う予定がある場合、1 時間前取引の約定見込みを反映して計画提出するのか、あるいは計画内不一致の状態では計画提出するのか。	翌日計画は計画内不一致の状態では提出いただき、1 時間前取引で約定した後に、当該約定を反映した当日計画を提出してください。
2-12	計画提出	-	翌日計画提出時点で予定していた 1 時間前取引について、ゲートクローズまでに約定できなかった場合は、どのような取扱いとなるか。	計画内不一致が残った状態で最終計画としてシステム登録いたします。計画内不一致が発生した場合のインバランスにつきましては、エリア一般送配電事業者の託送供給等約款に則って算定されますが、計画不整合が生じたコマの計画値を市場取引の約定結果に置き換え、インバランス精算が行われます。

No.	分類	該当頁	質問	回答
2-13	計画提出	—	<p>現行運用でいうところの「連系線利用の計画値が下げられない状態※」は発生し得るか。</p> <p>※容量登録済の連系線利用計画に対して、翌日断面以降での減少変更の際に、逆方向の連系線空容量が減少分よりも小さい場合、変更が認められない状態。</p>	「連系線利用の計画値が下げられない状態」とは、現行ルールにおける連系線利用計画の減少変更時に生じる事象であり、間接オークションのもとでは発生し得ません。
2-14	計画提出 ／混雑処理	p.25	提出した計画が混雑処理の対象となった場合、通知を受けて再提出までのタイムスケジュールはどうか。	間接オークション後の混雑処理の取扱いについては、検討中です。今後、決定次第お知らせをする予定です。
3-1	混雑処理	-	混雑処理はどのような状況で発生するか。	
3-2	混雑処理	-	<p>市場取引における混雑処理の対象は、どのように決定されるか。</p> <p>あるエリアの約定について、事業者が気づかないうちに地内約定と地外約定に区分され、そのうち地外約定分の取引が混雑処理の対象になり得るという認識でよいか。</p>	
3-3	混雑処理	p.25	混雑処理の対象となった場合の、通知はどのタイミングで送られるのか。また、精算に関する取扱いはどうか。	
3-4	混雑処理	p.25	混雑処理の対象となった場合に、広域機関からは通知を受けるが、JEPXからも通知があるか。	
4-1	市場取引	pp.11 -14	特定契約の両側で約定量が異なる場合に、差分については契約および精算においてどう取り扱うべきか。最終的には個社の会計士判断によるものと思われるが、広域機関として見解があるか。	ケーススタディでご提示した例は、需給状況の変化等が発生した際に整合のとれた計画を提出していただくための例示であり、契約および精算については、広域機関より特段の見解をお示しするものではありません。
4-2	市場取引	—	市場分断時における値差リスクは事業者が負うのか、あるいは補填してもらえるのか。	市場分断時の値差リスクは、現在と同様、事業者に負っていただくこととなります。なお、経過措置対象に限り値差の補填を受けることが可能となります。

No.	分類	該当頁	質問	回答
4-3	市場取引	—	市場間値差収益を JEPX の手数料削減等に充てる予定はあるか。	JEPX の手数料削減については今後検討してまいります。なお、市場間値差収益の用途につきましては、2016 年の法改正以降、JEPX 単独で決めるものではなく、経済産業省の事前了承が必要と定められております。
4-4	市場取引	—	JEPX の ID を複数取得することは可能か。	管理上必要な理由があれば、手続きのうえ取得可能です。
4-5	市場取引	—	JEPX の市場取引単位が変更される予定はあるか。	スポット市場の取引単位については、現在見直しを検討しております。なお 1 時間前市場の取引単位については変更の予定はございません。
4-6	計画提出 ／市場取引 ／FIT 電源	—	FIT①電源の発電計画値は、一般送配電事業者より割り当てられた値が 50kWh で割り切れない場合があるが、エリア間取引を行う際の取扱いはどうなるか。	広域機関としては、原則、整合のとれた計画を提出いただくようお願いしております。「送配電買取とする」、「地内取引で端数を調整する」等の対応手段が考えられますが、最大限努力いただいた結果として端数が残る場合は、不整合のまま計画提出ください。
4-7	市場取引 ／承認電源	p.51	制度移行に伴う JEPX の取引システムに関する仕様変更等については、いつごろに周知されるのか。	JEPX 取引システムにおける仕様変更は、主に承認電源の成行約定に関するものと考えますが、広域機関での承認を受けた電源等に関して、個別にご案内する予定です。
4-8	市場取引	—	1 時間前市場において、入札量や価格に関する情報表示をわかりやすくしてほしいが、そのような変更の予定はあるか。	現時点で、JEPX の情報表示について変更する予定はございません。
4-9	市場取引	—	1 時間前市場においても、スポット市場と同様に手数料の定額制を設ける予定はあるか。	JEPX の手数料削減については今後検討してまいります。現時点で、1 時間前市場の手数料を定額制とする予定はございません。
4-10	市場取引	—	1 時間前市場においても、スポット市場と同様に CSV ファイルを用いた入札が可能となる予定はあるか。	現時点で、1 時間前市場で CSV ファイルを用いた入札を受け付ける予定はございません。

No.	分類	該当頁	質問	回答
4-11	市場取引	—	現状の市場取引において、1時間前取引の約定量はスポット市場の約定量と比べてかなり規模が小さく、価格も高いように感じられる。1時間前市場での取引を活性化させるような動きはあるか。	JEPXの手数料削減については今後検討してまいります。現時点で、1時間前市場の活性化に向けて働きかける予定はございません。
4-12	市場取引	—	間接オークション導入後、もし多くの市場参加者が不自然な入札行動を行った場合には市場価格が影響を受けると考えられるが、入札行動に関するモニタリングは実施するのか。	市場参加者の入札行動については、JEPXで継続的にモニタリングを行います。
4-13	市場取引	pp.15 -16	スポット約定後の発電機トラブル等のとき、トラブルが発生したエリア以外の自社電源からの発電量の補填を意図した入札行動は認められるか。	トラブルが発生したエリアの買い入札および自社電源に余力があるエリアの売り入札のそれぞれを、別々の入札行動として、JEPX取引規程に則って入札していただくことが可能です。
5-1	制度移行	p.48	制度移行時に新たなルール変更は発生しないと考えてよいか。	間接オークション導入に伴う広域機関ルール（業務規程および送配電等業務指針）の変更については、2017年9月に認可を受けております。今後軽微な変更を除き、現時点において新たなルールの変更は無い認識です。
5-2	制度移行	p.34	制度移行に備えて、あらかじめ発電販売計画や需要調達計画のデータ連携に関する対向試験は対応可能か。	発電販売計画や需要調達計画の授受に関しては、BPとして現行仕様と変更がありませんので、特段の試験は不要ではないかと考えます。ただし、制度移行と関係なく対向試験は可能ですので、ご所望される場合は、広域機関WEBサイトよりお申込みください。 <a href="https://www.occto.or.jp/occtosystem/riyou/occtosys_renkei.html">https://www.occto.or.jp/occtosystem/riyou/occtosys_renkei.html</a> → 対向試験申込書(JX手順)(WebAPI)

No.	分類	該当頁	質問	回答
5-3	制度移行	p.34	制度移行の予定において、移行前日（9/30）の15時以降も、発電販売計画および需要調達計画の当日計画は提出可能か。	移行前日（9/30）あるいは移行当日（10/1）を対象日とする当日計画（発電販売計画および需要調達計画）については、問題なく受付できる見込みです。 制限が見込まれるのは、移行前日（9/30）の連系線利用計画の通告変更のみとなります。
5-4	制度移行	p.48	制度移行の時期が「2018年下期の早い段階」から遅れる場合でも、2018年4月に改めて導入予定時期の周知が行われるか。	2018年4月頃の準備状況を踏まえ、導入予定時期を周知する予定です。なお遅れることが見込まれる場合についても、何等かの情報をお伝えいたします。
5-5	制度移行	—	制度移行がうまくいかなかったときのバックアップ措置等は考えているか。	基本的に広域機関システム等の準備が整ったことを確認し導入時期を決定いたしますが、万が一の移行トラブル発生時に備え、万全の移行体制を検討いたします。 なお、事業者の計画提出における運用に関して、制度移行の前にあらかじめ連携試験を受け付けいたします。仮に制度移行後にデータ連携で不具合が発生した場合においても、入力支援ツールを用いたファイルアップロードによる計画提出が可能です。
6-1	経過措置 ／制度移行	—	制度移行に先立って、自社が経過措置対象かどうか、何らか連絡がもらえるのか。	経過措置対象の事業者に対して、広域機関より別途ご連絡いたします。
6-2	経過措置 ／制度移行	—	経過措置対象としたい連系線利用に関して、連系線利用計画マスターの登録を事業者が更新する必要はあるか。	経過措置に関して、事業者からのマスター登録申請は不要です。
6-3	経過措置 ／制度移行 ／計画提出	p.44	制度移行に備えて、あらかじめ経過措置計画の授受に関する対向試験は対応可能か。	経過措置計画の授受に関する対向試験は、システム開発の進捗次第となりますが、9月上旬には対応可能とする予定です。実際の経過措置計画の提出につきましても、前もって9月中旬頃から受け付けられるよう準備を進めてまいります。

No.	分類	該当頁	質問	回答
6-4	経過措置 ／市場取引	p.45	経過措置計画に関する入札量を監視する場合、売り買いの双方を個別に監視対象となると思われるが、ID を切り分ける対応は必要か。	経過措置の監視方法等については、検討中です。今後、決定次第お知らせをする予定です。
6-5	経過措置 ／市場取引	—	経過措置対象である取引について、優先的に約定されるような仕組みはあるか。	優先的に約定する仕組みは準備いたしません。
6-6	経過措置 ／市場取引	—	経過措置対象の取引について、市場分断が発生した場合も受け渡したということになるか。	市場取引の約定処理は、経過措置の対象エリアと無関係に実施します。
6-7	経過措置 ／計画提出	p.38	直流幹線の連系線利用計画において、現在 30 分値に加えて 5 分値を提出しているものがあるが、経過措置計画においても同様に 30 分値と 5 分値の提出が必要か。	経過措置計画においては、5 分値の提出は不要です。
6-8	経過措置 ／計画提出	p.41	経過措置計画に対する不整合通知は、計画提出の都度に通知されるのか。	不整合を検出した場合は、計画提出の都度通知いたします。
6-9	経過措置 ／計画提出	pp.41 -42	経過措置計画として、長期容量登録値に対して増加変更を提出した場合、登録値は 0 となるのか。	登録値は 0 とはならず、登録前の長期計画（から翌々日断面に引継ぎ・展開された）値が維持されます。
6-10	経過措置 ／計画提出	p.43	「突発的事象による運用容量・マージンの変更発生時」の処理として、前日 10 時の直前など、現実的に対応できないタイミングで発生した場合の取扱いはどうなるか。	突発的事象に起因する事態を前提としているので、各所対応が間に合わずにやむを得ない場合も考えられますが、当機関において減少処理を行う場合は、一般送配電事業者、広域機関および関係事業者のそれぞれが対応可能なタイミングで実施することを想定しております。
6-11	経過措置	—	経過措置計画の送電側および受電側の発電契約者または BG は変更ができるか。	間接オークション開始までの間、送電側の発電契約者又は BG の変更可能となりますが、受電側は変更不可となります。
6-12	経過措置	—	経過措置に関する取引が混雑処理の対象となる場合の取扱いはどうなるか。	間接オークション後の混雑処理の取扱いについては、検討中です。今後、決定次第お知らせをする予定です。

No.	分類	該当頁	質問	回答
6-13	経過措置	—	経過措置により JEPX から事業者に支払われた金額について、社名付きで公表されるというご認識で間違いはないか。	ご認識の通り、経過措置により JEPX から事業者に補填する側の精算が行われた場合、事業者名と併せて支払われた金額を公表いたします。
6-14	経過措置	p.45	経過措置に関する取引の満たすべき条件として、例えば送電側が不適切とみなされる行動をとった場合、受電側の権利も消失するのか。	経過措置の権利が消失する際には、送電側と受電側の双方が対象となります。
6-15	経過措置	p.45	経過措置に関する取引の満たすべき条件として、事業者が不適切な行動を繰り返した場合に初めて、支払対象外と判定されて理由聴収等の対応を求められるのか。	事業者の行動によらず、満たすべき条件に適用しない状態の時間コマは支払対象外となります。また、結果的に支払対象外となるような不適切な計画提出、入札行動を繰り返した事業者においては、理由聴収の上で経過措置計画の見直しを求めることがあります。
6-16	経過措置	p.45	経過措置に関する取引の満たすべき条件として、送電側の入札量および受電側の約定量以外で、例えば入札価格等に関する条件はあるか。	経過措置の監視方法等については、検討中です。今後、決定次第お知らせをする予定です。
6-17	経過措置	p.45	経過措置に関する取引の条件を満たす目的のもとで、入札価格を設定することは問題ないか。(例えば極端な例で、送電側は1円の売り入札、受電側は999円の買い入札とするなど)	
6-18	経過措置	p.45	経過措置計画の受電者側に求められる条件として、約定量と計画値が乖離していても、約定量の方が大きい場合は、理由聴収の対象とならないのか。	
6-19	経過措置	p.45	経過措置計画の受電者側に求められる条件として、参照される約定量は、経過措置に該当する取引の買い約定量か、あるいは経過措置と無関係のものを含む合計の買い約定量か。	

No.	分類	該当頁	質問	回答
6-20	経過措置	p.45	経過措置計画の受電者側に求められる条件として、約定量を計画値以上とすることは、市場スパイクが発生した場合でも適用されるか。	市場価格の状況と関係なく適用するよう考えております。
6-21	経過措置	p.45	経過措置計画の受電者側に求められる条件として、複数の連系線を対象とする経過措置がある状況で、約定量がそれらの総量に満たない場合、精算における取扱いはどうなるか。	経過措置の監視方法等については、検討中です。今後、決定次第お知らせをする予定です。
6-22	経過措置	p.45	経過措置計画の受電者側に求められる条件として、計画の合計値に対して約定量の総量が満たない場合に、全量が支払対象外となる理由はなぜか。	提出いただいた計画の蓋然性に問題があるため、支払対象外と判断するもの、と考えております。
6-23	経過措置 ／自己託送	—	自己託送のために提出した長期連系線利用計画についても、経過措置の対象となるのか。	自己託送事業者についても平成 28 年度長期連系線利用計画の登録がある場合は経過措置の対象となり得ます。
7-1	自己託送	p.49	自己託送に関して、資源エネルギー庁で検討中の内容はどのようなものか。	送電側と受電側の約定量に差がある場合に、自己託送分とみなす判断基準や精算上の取扱い等について検討中となります。
7-2	自己託送	p.49	自己託送の精算ために必要な手続きについて、具体的な精算の内容とはどのようなものか。	精算の内容そのものにつきましては、一般送配電事業者へお問い合わせください。本頁では、広域機関への計画提出のために、あらかじめ必要となる情報のやり取りについてご案内しております。
7-3	自己託送	p.49	自己託送の取引について、送電側エリアと受電側エリアで市場分断や連系線の停止が発生した場合の取扱いはどうなるか。	市場分断が発生した場合でも、送電側と受電側の双方で約定すれば自己託送の取引とします。ただし、連系線が停止した際の取扱いや、双方の約定量に差がある場合の取扱いにつきましては、資源エネルギー庁で検討中です。
7-4	自己託送	p.49	自己託送の取引について、JEPX での市場取引を他社へ委託しても問題ないか。	自己託送における市場取引の委託可否については、今後検討いたします。

No.	分類	該当頁	質問	回答
8-1	FIT 電源	p.50	エリア間取引における再生可能エネルギー電源の関連付けは可能か。調達元の電源構成の内訳を公表する際に、エリア間取引はすべて「JEPX」と表示するのか。	電源構成表示、排出係数の取扱いについては、検討中です。今後、決定次第お知らせをする予定です。
8-2	FIT 電源	p.50	他エリアの再生可能エネルギー電源との精算と回避可能費用の精算の関係が知りたい。回避可能費用の単価に影響がある気がする。	他エリア電源との精算と、回避可能費用の精算はそれぞれ別個に処理されます。他エリア電源との精算につきましては、「地域間連系線利用ルール等に関する検討会」に具体的な事例を交えた説明がございますので、ご参照ください。回避可能費用の精算については、間接オークションの導入に伴う変更はございません。
9-1	承認電源	p.51	承認電源の対象となる基準等について、詳細の説明や申請手続きの時期はどうなっているか。	承認電源として対象となる基準は、業務規程 144 条の 2 に定められています。詳細の説明や申請手続きの時期については、平成 30 年度の第 1 四半期を目途に実施する予定です。
9-2	承認電源	p.51	承認電源の申請は、送電側（発電契約者）あるいは受電側（需要 BG）のいずれが行うのか。	承認電源の申請方法や申請者については、今後検討いたします。
10-1	排出係数	—	市場取引における CO2 排出係数の取扱いはどうなるか。	排出係数の取扱いなどについて、今後関係省庁にて検討される予定です。

以 上